

令和3年11月

沖縄市役所 健康福祉部

保護管理課 医療・介護係

生活保護受給者の介護サービス利用について

○生活保護制度について

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護の種類は、次の8種類です。

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

○介護扶助について

介護扶助は、介護サービスを利用するときの扶助で、生活保護受給者の申請に基づき、原則、現物給付で行います。

介護扶助の対象は、以下のとおりです。

・1号被保険者	65歳以上	介護サービス費用の <u>自己負担分1割</u> を介護扶助により対応
・2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者	
・被保険者以外の者 「H番号」と呼ばれています	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者	介護サービス費用の <u>全額</u> を介護扶助により対応

○介護扶助と障害者総合支援法による障害福祉サービスの適用関係について

介護保険の被保険者の場合、介護保険及び介護扶助が障害福祉サービスに優先されますが、被保険者以外の者（H番号）の場合は、生活保護の他法他施策優先活用の原則により、障害福祉サービスが優先されます。

ただし、障害福祉サービスでは賄うことができない不足分については介護扶助の適用は可能となります。

※被保険者以外の者（H番号）が介護サービスを利用する場合は、障害福祉サービスの優先活用をご検討くださいますようお願いいたします。

被保険者以外の者（H番号）の介護扶助（居宅介護及び介護予防）の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から障害福祉サービスの利用額を控除した額となります。

**※被保険者以外の者（H番号）の介護扶助支給限度額
＝介護保険法の支給限度額－障害福祉サービス利用額**

〔参考〕介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について（平成19年3月29日 社援発第0329004号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）